

第6次見通し	第7次見通しにおける対応の方向
<p>(調査対象機関)</p> <p>○ 調査対象機関は、以下のとおり。          なお、下線部が全数調査、それ以外が、既存資料の活用又は抽出調査としている。</p> <p>※ <u>病院（介護療養型医療施設を含む）、有床診療所、無床診療所、助産所、訪問看護ステーション、介護老人保健施設、介護老人福祉施設、居宅サービス、社会福祉施設、看護師等養成所、保健所・市町村・その他行政機関、事業所、学校</u></p> <p>(需給見通しの期間)</p> <p>○ 見通し期間は、医療提供体制等の変革期にあることから、平成18年から平成22年までの5年間とする。</p> <p>(非常勤職員の取り扱い)</p> <p>○ 非常勤職員については、需給見通しの策定に当たり、所定労働時間を基に常勤換算するとともに、実人員も把握する。</p> <p>(推計方法)</p> <p>○ 推計方法を示していない。</p>	<p>○ 国全体の見通しを立てるに際しては、各施設における看護の質の向上や勤務環境の改善の程度について複数ケース想定し、看護職員の必要数について幅を持った見込みとする。</p> <p>○ 同左。</p> <p>○ 見通し期間は、長期推計を別途行うことから、平成23年から平成27年までとする。</p> <p>○ 同左。</p> <p>○ 各都道府県において需要数・供給数を積み上げて推計する場合に、ばらつきをなくすため、未提出・未記入施設や抽出調査の推計に当たっては、提出・記入のあった全施設や抽出調査のあった全施設を積み上げた計数の伸び率を勘案して推計する。</p>

<p>(医療計画等)</p> <p>○ 医療計画に基づく基準病床数の過不足を考慮した。</p>	<p>○医療計画見直しや医療費適正化計画との整合性を配慮する。</p>
---	-------------------------------------